

府政に新しい息吹を!

**しばたに匡哉  
オフィシャルサイト**  
ブログ毎日更新しています  
携帯電話でもご覧いただけます。  


**大阪府議会議員****無所属****まさや****しばたに 匡哉****府政  
報告**

皆さんのご意見をお寄せください しばたに事務所 TEL 072-922-3777 FAX 072-922-0115 MAIL shibatani@mbi.nifty.com

# 平成26年大阪府議会 二月定期会 特集号



大阪府議会議員  
**まさや  
しばたに 匡哉**

大阪府議会 商工労働常任委員会委員  
税理士 社会福祉士

この議会では、平成二十六年度当初予算案について「大阪版高校生等奨学給付金事業」に係る修正案が可決され、修正議決した部分を除く原案も可決されました。また、平成二六年三月三一日までを期間としていた議員報酬三〇%減額について、全会一致で一年間延長することとなりました。

さらに、平成二七年四月実施の府議会議員選挙から議員定数が八八名(現行一〇九名)となります。その選挙区割りの一部を改正する条例案が可決されました。

二月二一日から三月一四日までの日程で、開催されました「二月定期会」がこのほど閉会しました。

**しばたに 匡哉 議院二月定期会でも大きな成果**

## しばたに府議 理念を貫き縦割り行政をしっかりチェック

新年度予算などを審議する二月定期会では、府政運営の手法や、直面する多くの課題について、質疑が行われました。

議会の役割は、肥大化した大阪府の行政権を制御することです。

大阪府は、企画をして予算をつけて執行し、自ら評価します。これら一連の行政行為を行政権として当然のように実施していますが、冷静に考えると強権、もししくは独善に見えることもあります。しばしばあります。

そのため府議会が、ここで制御するのは健全な姿です。

制度の改廃や、補助金の取扱選択などは、行政ではなかなか判断できません。議会こそが府民・市民目線で事業全体を見直すことができる代表機関だと言えます。

行政と同じように縦割りで審議するのではなく、国、県、町の役割

理念に則り、本会議での一般質問、並びに商工労働常任委員会において府政の重要な課題について精力的に提案・質疑を行い、この度の二月定期会においても、多くの成果を上げています。(詳細は二面・四面に掲載)



# 生活保護事務で2市の不適切処理が明らかに

府議会  
2月定期会  
一般質問

# しばたにまさや 府議の指摘で



### じばたに匡哉府議

しばたに府議の指摘で  
新たな不適切事務が  
明らかに

昨年、河内長野市の職員が巨額の生活保護費を着服し逮捕された事件や、府内四市で生活保護費の不正受給者から返還金を差し引いて支給するといった不適切な経理処理を行っていたことが報道されるなど、不正や、不適切な事務手続きが相次いでいます。

相次ぐ不正

大阪の全市町自らが、不正を未然に防止できる体制づくりを

**不適切事務は  
不正の温床に**

**しはたに府議は**二月定例会の一般質問で、「生活保護の指導・監査体制の強化」について質問し、報道された四市に加え、さらに二市においても、不適切な天引き徵収が行われていた事を明らかにしました。

## 生活保護費の天引き

平成25年12月・平成26年1月

#### 新聞報道のあつた福祉事務所

**八尾市 吹田市  
交野市 寝屋川市**

#### **追加調査で判明した福祉事務所**

明直市 宮田林市

市町村の生活保護担当課長級職員からなる会議を設置し、オール大阪で不正防止に向けての指導を徹底すべき。」と強く訴えました。

## **オール大阪での 体制強化を**

それが当たり前となつて、偏った運用になつてしまふ。その様な環境が不祥事発生の温床となつて、生活保護の不正受給に歯止めがかからなくなつてしまふのではないか」と指摘しました。

保険費から支拂ふことなく、門真・富田林市へ

まえ、新たに「生活保護担当官会議」を開催するなど、意見交換や情報の共有化を図る事としている」と積極的な答弁を行いました。

うか点検するために、府内の福祉事務所を対象に一般監査を行う方針を示した。生活保護法では、不正受給が判明しの場合、自治体が不正分の費用を徴収できると規定しているが、返還金は受給者に市の口座に入金されるか窓口に直接現金を持参せらる事が決められている。

7月からは簡法の一部改正で、受給者本人の同意を得れば「天引き徴収」が可能になるが、6市では認められない段階で行われていた。

3月4日付産経新聞

<http://www.shibatani.com>

# 急増する「サ高住」は市町村にも大きな影響

# しばたに府議 府と市の連携強化を訴え

## 府内市町村の登録戸数（抜粋）

順位	市町村	戸数	市民千人 あたり戸数
1位	大阪市	4,486	1.68
2位	堺市	1,582	1.86
3位	八尾市	930	3.44
4位	東大阪市*	814	1.62
5位	豊中市*	709	1.78
20位	高槻市*	136	0.38

由横市 (平成25年12月実績)

大阪府では、制度創設以来「サ高住」が急増しており、昨年末現在の登録戸数でも一万三四九八戸と、全国でぶっちぎりのトップといつていい状況です。

とりわけ、しばたに府議の地元である八尾市では、「サ高住」が激増し、昨年末の登録戸数は九三〇戸に及びます。

これは、大阪市、堺市に次ぐ、府内三番目の多さで、人口比率で見ますと、府内でも突出したレベルに至っており、八尾市内はまさに乱立状態です。

八尾では「サ高住」が

亂立狀態

サ高住での介護サービスは  
市の計画にも大きな影響

このよきな状況を踏まえ、しばたに府議は、二月定例会の一  
般質問において「サ高住では、  
介護保険制度による介護サービ  
スが提供されていて、介護保険  
制度は、居住する市町村を保険  
者として介護保険に加入する仕  
組みなので、八尾市では、介護  
保険給付費が増加し、大きな財  
政的負担となっている。また、  
サ高住の約半数は介護事業所を  
併設しており、サ高住の急増は、  
市町村の策定する介護保険事業  
計画にも大きな影響がある」と  
指摘しました。

しばたに府議は、さらに「市の介護保険事業計画の充実のためには、サ高住の併設の介護サービスがどれだけ充実しているか等の運営状況も非常に重要であるので、現在、府だけで行われているサ高住への立入検査を市府市合同で実施すべきである」と強く訴えました。



サ高住のチェック等は  
府市協働で

府も実現に向

協議へ

しばたに府議の指摘・提案に

また、しばたに府議は、「市町村の策定する介護保険事業計画にも大きな影響のあるサ高住について、設置計画段階から地元市町村に対し、事業者が事前に情報提供を行うといったシステムを、全国に先駆けて作るべきである」と提案しました。

しばたに府議の指摘・提案に対し、府の福祉部長は「サ高住登録の事前協議の段階から、市町村に情報提供する仕組みや、市町村と合同の定期立入検査についても、市町村との合同検査等の実施の実現に向け、市町村と協議していく」と前向きな答弁をしています。

高齢者が安心して暮らせる「未届施設ゼロ」の大阪に

しばたに府議は「未届施設では、行き場のない高齢者の不安に付け込んだ劣悪なサービスが行われている可能性も心配される。高齢者の尊厳ある生活を継続することが出来る社会を推進するためにも、府市連携により「未届施設ゼロ」を実現すべきである」と強く訴えました。

**高齢者の尊厳が  
守られるべき**

全ての住宅で  
高齢者の尊厳が

# 選挙制度にもバリアフリー化を

## 小規模施設では投票機会が確保されていない

しばたに府議  
福祉現場の経験を活かし指摘

### 小規模施設でも 適正な執行は可能

この基準についてしばたに府議は「四〇名以上とする指定基準について、特に、特別養護老人ホームにおいては、非常に問題があると考へる。この基準は二〇年前の基準であり、この間、大阪府では急速に高齢化が進み、また、平成一八年四月から定員二九名以下の「地域密着型特別養護老人ホーム」が制度化され、今後、定員二九名以下の小規模な特別養護老人ホームも増えていくものと思われる。

「地域密着型特別養護老人ホ

### 二〇年前の 基準は問題

大阪府選挙管理委員会では、病院や社会福祉施設に入院・入所されている方が選挙権を適正行使できるよう、投票所に足を運べない人のために、病床数又は入所定員が四〇人以上の病院や特別養護老人ホームなど一四八〇カ所を不在者投票の施設に指定しています。

### 府選管の基準は 定員四〇人以上

「一ム」では、入所定員は少ないものの、手厚い人員配置となつてある事から、現行基準の「小規模施設だから、不在者投票の適正な管理執行が確保できない」という考えには、もはや合理性は無いと考える。

規模施設だから、不在者投票の適正な管理執行が確保できない」という考えには、もはや合理性は無いと考える。



### 選挙制度にも バリアフリーを

投票所などのバリアフリーは進んでいますが、制度もバリアフリーとなるよう、定員二九名以下の「地域密着型特別養護老人ホーム」が、不在者投票施設の指定を受ける事ができる指定基準の見直しを行うべきである」と強く主張しました。

このしばたに府議の質問に、府選挙管理委員長も「しばたに府議は「今回の一般質問においても、府民目線・現場主義で各部局から縦割りで出てくる予算書に、横串を刺すような審議をさせて頂いた。今後とも「情熱と行動力!」で、府民福祉の向上に直結するような政務活動に努めてまいりたい」と決意を述べています。

### しばたに府議 実り多い一般質問

二月定例会のしばたに府議の一般質問では、この他、平成三〇年四月の精神障がい者の雇用の義務化を見据え、精神障がい者の就労支援についても質問し、企業の精神障がい者の雇用をタルでサポートする全国初の取組みを約束させる等の成果を上げています。

### しばたに府議 商工労働委でも 精力的に質問

一般質問を終え、しばたに府議は「今回の一般質問においても、府民目線・現場主義で各部局から縦割りで出てくる予算書に、横串を刺すような審議をさせて頂いた。今後とも「情熱と行動力!」で、府民福祉の向上に直結するような政務活動に努めてまいりたい」と決意を述べています。



**ポスターを貼らせて下さい**

あなたのお宅にどこか空きスペースはありませんか？駐車場の一角や隣の一部などどこでも結構です。

是非そこに  
**しばたに**のポスターを  
貼らせて下さい！

◆問合せ先◆  
**しばたに事務所**  
☎(072) 922-3777

**しばたに** 匠哉  
大阪府議会議員

情熱と行動力！